

年金

**国民年金には
こんな給付がありま
す！**

国民年金には、3つの基礎年金と国民年金独自の給付があります。

65歳になったとき

↓**老齢基礎年金**
国民年金保険料を納めた期間、それを免除された期間の合計が原則25年以上ある方が受けられます。

また、希望すれば60歳から受け取ることができますが、いろいろな制約を受けます。

障害者になったとき

↓**障害基礎年金**
国民年金に加入中や20歳前の病气やけがが原因で、国民年金法に定められた障害が残った場合に受けられます。

夫を亡くし、
妻と子が残されたとき

↓**遺族基礎年金**
国民年金加入中、あるいは老齢基礎年金を受給していた

方が亡くなって、後に残された妻と子（18歳になって最初に3月31日を迎えるまでの子又は国民年金法に定められた障害の状態にある20歳未満の子）がいる場合に受けられます。

老齢基礎年金を受ける前に亡くなった夫に代わって

↓**寡婦基礎年金**
老齢基礎年金を受けられるのに基礎年金を受ける前に亡くなってしまった場合、その夫と10年以上連れ添った60歳以上65歳未満の妻が受けられます。

国民年金を受けないうちに亡くなったら

↓**死亡一時金**
国民年金保険料を3年以上納めた方が、国民年金から何も受けないうまま亡くなった場合にその遺族の方に支払われます。

定額保険料にプラス

↓**付加保険料**
国民年金の保険料に400円の付加保険料を納めた方が、その納めた月数×200円を老齢基礎年金に加算して受けられます。

問い合わせ

役場町民課年金係
☎985-4106

介護

介護保険サービス 向上推進員制度開始

介護保険制度が施行されて3年目になりました。

介護保険制度を定着させていくためには、これからはサービスの質の向上をめざす必要があります。そのため松前町では今年の8月から「介護保険サービス向上推進員制度」をはじめました。これは、サービスの利用者が、日ごろから抱いている疑問や要望、不安な点を第三者が直接聞き取り、サービスの向上に伝達し、サービスの質の向上をめざすものです。

今年度は、特別養護老人ホーム「鶴寿荘」・「玉泉」、老人保健施設「菜の花」の入所者の方に対して毎月2回「サービス向上推進員」が施設を訪問して、入所者の方の声を伺いし、施設の代表者へお伝

えします。

なお、意志の伝達が困難な入所者の方は、ご家族などからの声をお聞きすることになります。もちろん入所者や家族のプライバシーについては最大限に保護されます。

※施設ごとの訪問日程については、入所されている施設へ直接お尋ねください。

福祉

敬老会のご案内

今年も、長寿をお祝いして、『松前町敬老会』を各校区ごとに開催します。

70歳以上の対象者には、ハガキでご招待します。ぜひご出席ください。

開催日 9月14日（土）

開催場所及び時間

松前校区
松前小学校体育館
開催場所
松前小学校体育館
受付 8時10分～
式典 9時～

岡田校区

開催場所 岡田中学校体育館
受付 9時40分～
式典 10時30分～

北伊予校区

開催場所 北伊予小学校体育館
受付 12時10分～
式典 13時～

問い合わせ

役場福祉課高齢者福祉係
☎985-4113
※案内ハガキをご持参ください。



▶ 昨年の様子（松前校区）